

## 福山市結核予防費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「法」という。）第53条の2第1項の規定に基づき、学校又は施設（国、都道府県又は市町村の設置する学校又は施設を除く。以下「学校等」という。）が行う結核に係る定期の健康診断（以下「健康診断」という。）に要する費用に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、法及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令（平成10年政令第420号）並びに、福山市補助金交付規則（昭和41年5月1日規則第17号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (補助金交付の対象等)

第2条 前条の補助金（以下「補助金」という。）の交付の対象となる事業は、学校等の設置者が、法第53条の2第1項の規定により、当該設置者の設置する学校等の長が行う健康診断（法第53条の2第4項の規定により同条第1項の規定により行ったものとみなされる定期の健康診断を含む。）に要する費用を支弁する事業（以下「補助事業」という。）。

2 補助金の交付の対象となる経費、基準額及び補助額は別表のとおりとする。

### (交付の申請)

第3条 規則第4条の規定による補助金交付申請書（以下「補助金交付申請書」という。）の様式は、別記様式第1号のとおりとする。

2 補助金の交付を受けようとする者は、市長に補助金交付申請書を提出するものとする。

3 補助金交付申請書の提出期限は、市長がその都度定めるものとする。

4 規則第4条の規定により補助金交付申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

(1) 健康診断の実施計画に関する書類（別記様式第2号）

(2) 前号の計画の実施に要する経費の内訳及び所要額に関する書類（別記様式第3号）

### (交付の条件)

第4条 規則第5条第2項及び第3項の規定により付する条件は次のとおりとする。

(1) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。

(2) 補助事業等を中止又は廃止する場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。

2 規則第5条第4項の規定による補助金交付決定通知書（以下「補助金交付決定通知書」と

いう。)の様式は、別記様式第4号のとおりとする。

(申請の取下げ)

第5条 規則第6条第1項の規定による申請の取り下げをすることができる期間は、補助金交付決定通知書を受領した日から起算して20日以内とする。

(事業計画の変更)

第6条 規則第10条第1項の規定により、次のいずれかに該当する場合は、事業計画変更承認申請書(別記様式第5号)に必要書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金の所要額が交付決定額を上回る場合又は2割を超える減がある場合。
- (2) 補助事業を休止又は廃止しようとするとき。

2 市長は、第1項の規定による事業計画変更承認申請書の提出があったときは、これを審査の上、内容を変更することが適当と認めた場合は、補助金交付決定変更通知書(別紙様式第6号)により通知する。

(事業報告)

第7条 規則第11条の規定による事業報告書の様式は、別記様式第7号のとおりとし、その提出期限は、当該補助事業の完了の日(補助事業の廃止の承認を受けた日を含む。)から起算して1か月を経過した日とする。

2 前項の規定にかかわらず、実績に基づき精算額で申請を行い、交付が決定した場合については、前項の規定による報告は要しないものとする。

3 規則第11条の規定により事業報告書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 健康診断の実施実績に関する書類(別記様式第8号)
- (2) 前号の計画の実施に要した経費の内訳及び所要額に関する書類(別記様式第9号)
- (3) 健康診断実施成績表(別記様式第10号)
- (4) 健康診断の実施に係る経費の支出を確認できる領収書等の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付)

第8条 規則第12条の規定により、市長は補助事業の完成を確認したときは、補助金を交付するものとする。

(財産処分の制限)

第9条 規則第16条の規定により、補助事業によって取得した財産については、善良な管理者のもとにその効率的な運用を図ること。

(帳簿等の保存期間)

第10条 規則第17条の規定による帳簿及び書類を保存しなければならない期間は、当該補助事業の完了の日から起算して5年を経過した日の属する市の会計年度の末日とする。

附 則

この要綱は、2007年（平成19年）4月1日から施行し、平成19年分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、2013年（平成25年）4月1日から施行し、平成25年分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、2015年（平成27年）4月1日から施行し、平成27年分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、2017年（平成29年）4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2018年（平成30年）4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2020年（令和2年）4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2021年（令和3年）4月1日から施行する。

別 表

対象経費	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第53条の2第1項の規定による健康診断（私立学校が事業の使用者として行う健康診断を除く。）のために必要な報酬，賃金，報償費，旅費，需用費，役務費，委託料，使用料及び賃借料，備品購入費
------	---

基準額	<p>次に掲げる額の合計額</p> <p>(1) 454円×医療機関（保健所を除く。以下同じ）でレンズカメラにより間接撮影を受けた者の延数</p> <p>(2) 478円×医療機関で70mmミラーカメラにより間接撮影を受けた者の延数</p> <p>(3) 505円×医療機関で100mmミラーカメラにより間接撮影を受けた者の延数</p> <p>(4) 医療機関で直接撮影又はデジタル撮影を受けた場合は、(3)の基準額に準ずる</p>
補助額	<p>次に掲げる額を比較して最も少ない額に3分の2を乗じて得た額（円未満の端数は切捨てとする。）</p> <p>(1) 基準額欄に定める額</p> <p>(2) 対象経費欄に定める経費の実支出額</p> <p>(3) 総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額</p>